

避難確保・浸水防止計画

一宮駅東地下駐車場・一宮市銀座通公共駐車場

2026年3月策定

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、一宮駅東地下駐車場・一宮市銀座通公共駐車場（以下「市営地下駐車場」という。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(計画の対象範囲)

第2条 市営地下駐車場の地下空間の範囲は、次のとおりとする。

施設名	敷地面積	地階数
一宮駅東地下駐車場	6,421 m ²	1
銀座通公共駐車場	4,439 m ²	1

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、市営地下駐車場を利用する全ての者に適用する。

(自衛水防組織の設置)

第4条 浸水危険時に、迅速かつ効果的な対応をはかるため、別添1「自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置し、予め体制や役割を定める。

2 体制図及び、各班の任務は次のとおりとする。

組 織	主 な 任 務 内 容
統括管理者	自衛水防組織の統括、指揮、命令、監督
総括・情報班長	自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報収集の指揮
総括・情報班	関係者及び関係機関との連絡、洪水予報等の情報収集、情報内容の記録
警戒活動班長	警戒活動の指揮
警戒活動班	浸水状況の確認、館内放送等にて避難の呼びかけ
避難誘導班長	避難誘導の指揮
避難誘導班	避難誘導の実施

3 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施する。

(1) 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった者に対して研修を実施する。

(2) 毎年5月に行う委託管理業者従業員を対象とした訓練に併せて、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達、浸水防止及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(防災体制)

第5条 本部の設置は、次の目安により必要に応じて設置する。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応組織
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・大雨注意報発表 ・木曽川氾濫注意情報発表 ・大雨又は台風に関する気象情報発表	各班へ注意体制を確立した旨を連絡	統括管理者
		気象情報等の情報収集	情報班
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警報発表 ・大雨警報発表 ・高齢者等避難の発令 ・木曽川氾濫警戒情報発表	各班へ警戒体制を確立した旨を連絡	総括班
		気象情報等の情報収集、周辺の浸水状況の把握	情報班
		浸水対策に使用する資器材の準備	警戒活動班
		避難誘導に使用する資器材の準備	避難誘導班
		利用者への発表情報等の周知	総括班
		委託管理業者への発表情報等の周知	情報班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・大雨特別警報発表 ・避難指示又は緊急安全確保の発令 ・浸水の前兆の確認 ・木曽川氾濫危険情報発表	避難誘導指示	統括管理者
		浸水対策指示	統括管理者
		利用者への発令内容、避難実施等の周知	総括班
		委託管理業者への発令内容、避難実施等の周知	情報班
		気象情報等の収集、周辺の浸水状況の把握	情報班
		避難誘導の実施	避難誘導班
		浸水対策の実施	警戒活動班

(情報収集)

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、河川水位情報、行政機関からの情報	テレビ、ラジオ、インターネット等

- 2 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとする。
- 3 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、地上部の状況については、直接確認を行う。

(情報伝達体制)

第7条 浸水の危険性を感じたり、各種情報により浸水の予測があったりしたときには速やかに情報を伝達する。伝達の体制図については、別添2「緊急連絡網」のとおりとする。

(浸水防止に関する活動)

第8条 別添3「浸水防止用設備配置図」に示す方法（止水板・水囊等）及び設置場所で浸水防止を行う。

2 浸水防止用設備等の設置基準は、非常体制が確立され、周辺の冠水状況等を考慮し浸水が予想される場合で、統括管理者が設置の指示をしたときとする。

(避難誘導)

第9条 避難誘導については、次のとおり行う

(1) 避難誘導の原則

地下等に浸水が予想されたり、また、雨水等が流入してきたりした場合には、利用者の避難を最優先に行う。

(2) 避難時期

避難指示等が発令された場合又は、統括管理者の判断により開始する。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については次の点に注意する。

ア 館内放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

イ エレベータなどの電気設備の利用を行わないよう周知する。

ウ あらかじめ決められた避難誘導班が、利用者を安全な方法で避難させる。

エ 災害時要配慮者を見かけた場合は、周りの人達の協力を得ながら、迅速に避難誘導する。

オ 避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 避難経路

避難経路並びに安全な避難先については、事前に検討しておく。避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示する。なお、避難経路図については、別添4「地下駐車場平面図及び避難経路図」のとおりとする。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。

イ 浸水による停電が考えられるため、エレベータは絶対に利用せず、また、使用しないように呼びかける。

ウ 一斉停電に備え、市営地下駐車場管理人室等には、平常時から懐中電灯等を用意しておく。

(6) 館内放送

周知すべき内容の気象情報を入手した際や、避難指示等の情報を入手した場合には、館内放送等を利用して利用者に知らせる。

(避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備)

第 10 条 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、次のとおりとする。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、携帯電話、懐中電灯、電池
避難誘導	携帯電話、懐中電灯、拡声器、電池、誘導灯
浸水対策	止水板、水囊、排水ポンプ（一宮駅東地下駐車場 9 台、一宮市銀座通公共駐車場 2 台）、非常用電源設備

- 2 浸水対策に用いる浸水防止用設備等の配置・保管場所・個数及び整備計画は別添 3 「浸水防止用設備配置図」に示すとおりである。
- 3 これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

(防災教育及び訓練の実施)

第 11 条 委託管理業者への防災教育及び訓練は、次のとおり行う。

- (1) 毎年 4 月に新規採用の委託管理業者従業員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年 5 月に委託管理業者従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水対策に関する訓練を実施する。

附則

この計画は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。